

第52回児童福祉審議会子ども育成分科会

日 時：令和3年12月23日（木）9：30～10：45

場 所：はぐくみかん 5階 会議室4

出席委員（50音順、敬称略）：岩波啓之、児山秀一、玉川淳、檜山直春、宮田丈乃

事務局：（幼保児童施設課）小澤課長、八橋係長、杉浦、黒田
（保育課）岸課長、上野係長、芦澤主任

傍聴者：1人

1 開 会 （事務局（幼保児童施設課））

- ・委員7名中5名の出席により会の成立の報告
- ・配付資料の確認

2 議 事 （会長による議事進行）

（1）家庭的保育事業所の事業認可について

○事務局（幼保児童施設課） 【資料2】により（仮）ぶぶぶ保育室の事業認可について説明
今回から、家庭的保育事業の傍聴者用配布資料について、設置予定者は審議の段階では一個人であることから、個人が特定されるような情報等については、黒塗り対応をしたのでご了承ください。

【A委員】

利用者3人に対して調理員2人というのは多いような気がする。

【事務局（幼保児童施設課）】

2人が毎日来るのではなく、ローテーションを組んで交互に勤務することになっている。

【B委員】

賃貸物件ということだが、大家との関係や賃貸期間についてはどうなっているのか。

【事務局（幼保児童施設課）】

大家はUR機構であり、長く継続して事業できることになっている。ただし、賃貸契約書には契約期間を例えば10年と書けないとのことであり、記載されてはいないが、問題が無ければ更新可能であり、長く継続して事業できることになっている。

【会長】

他に意見はないため、以後、事務局は認可に向けた手続きを進めてください。

（2）児童福祉施設の定員変更について

○事務局（幼保児童施設課） 【資料3-1】によりキッズアカデミーぎんのすずこども園の定員変更について説明

【会長】

意見はないため、以後、事務局は当該こども園の定員変更に向けた手続きを進めてください。

○事務局（幼保児童施設課） 【資料 3－2】により幼保連携型認定こども園うわまち幼稚園の定員変更について説明

【会長】

意見はないため、以後、事務局は当該こども園の定員変更に向けた手続きを進めてください。

（３）家庭的保育事業所の定員変更について

○事務局（幼保児童施設課） 【資料 4】によりひよこ保育室の定員変更について説明

【会長】

意見はないため、以後、事務局は当該家庭的保育事業所の定員変更に向けた手続きを進めてください。

（４）令和 4 年度の特定教育・保育施設等の利用定員について

○事務局（幼保児童施設課） 【資料 5】により説明

〔補足事項〕「特定」の付かない「教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）」と、「地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）」が「認可」を受け、子ども・子育て支援法に基づく市の「確認」を受けると「特定」が付き、「特定教育・保育施設」及び「特定地域型保育事業」となる。

「確認」とは、認可を受けた施設、事業所が行う確認申請に基づき、その申請を受けた市長が各施設、事業の類型に従い、1 号から 3 号の認定区分ごとの利用定員を定めた上で、給付対象とすることである。つまり、「認可」とは、施設、事業所を設置し運営することを認めることであり、利用定員を決め、「確認」を受けると、事業者は、児童に提供した教育・保育に対し、給付費を受け取れる。

【A 委員】

特定教育・保育施設等の利用定員の協議の際に、毎回話をして恐縮である。利用定員の減に合わせて認可定員を減らして揃えることについて、何回も説明を受けてそういうことになっているということは分かっているが、利用定員と認可定員を揃えることについて違和感を覚えるということを伝えておきたい。

【C 委員】

1 号の利用定員がかなり減っている。幼稚園系の利用定員は増々減っていくのか。

【B 委員】

増々減っていくと思われる。

【C 委員】

保育所系の認定こども園においては、1 号が少しずつ増えているところもあるが、1 号の利用定員が減っているのは、需要と供給のバランスによるということであるのか。

【B 委員】

需要と供給のバランスによるかどうかは分からないが、各園とも傾向としてはかなり減って

きていると思う。

【C委員】

城北幼稚園が70人の減、認定こども園相武幼稚園が58人の減となっており、衣笠・西地区が特に減っている。子どもの数が少なくなっているのであろうか。

【会長】

この表は、供給のデータを整理したもので、供給について審議を行う仕組みとなっているが、先のことを考えるには需要のデータと照らし合わせて審議することが、これから必要になってくるかもしれない。

【B委員】

毎回確認していることであるが、「横須賀子ども未来プラン」の計画と照らし合わせて、令和4年度の数字としてはどのような状況になっているのか教えて欲しい。

【事務局（幼保児童施設課）】

「横須賀子ども未来プラン」の確保方策としての整備量と今回の資料5の利用定員数とを比較すると、資料は用意していないが、整備量は約95%となっており概ね計画どおりに進んでいるため、ほぼ順調だと思う。

【B委員】

特に2号、3号、0歳児についての具体的な数字はどうなっているのか。

【事務局（幼保児童施設課）】

整備量はすべて90%を超えていて、3号の1～2歳児の整備量は約95%、一番進んでいる2号は約98%である。

【会長】

他に意見はないため、本件については事務局案のとおり進めてください。

3 報告事項（会長による議事進行）

（1）令和4年度行政組織改正（案）について

○事務局（幼保児童施設課） 【資料6】により説明

【A委員】

民生局福祉こども部という名称についてであるが、大人に関する部分についてはどうか。

【事務局（幼保児童施設課）】

部の名称であるため、端的にどのようなことを行っているのかが分かるように付けている。すべてを網羅した名称はなかなか難しいと思う。今回の改正では一体化することが主な目的である。ご意見のとおり高齢者や障害者を福祉という言葉では分かり難いかもしれないが、一体化するというを示した名称になっているかと思う。

【B委員】

今回の組織改正の趣旨は、子どもから高齢者までの一貫した福祉の制度作りとして資料に記載されていて非常に重要だと思うが、子どもという視点から見ると教育から保育、障害児、虐待、子育て支援、貧困対策等々を含めて横須賀の子ども全てを一貫したという考えも、大切ではないかと思う。国の「こども家庭庁」の新設もそういった方向性であると聞き及んでいる。「横須賀子ども未来プラン」についても同じ趣旨に沿って行っていると考え

ている。この新組織の中で横の一貫性も是非大切にしたい。

しかしながら、このような福祉の一貫性という枠組みの中で幼児教育という部分が埋没してしまうのではないかと非常に危惧している。

「横須賀子ども未来プラン」においては、幼児教育の重要性を計画の中で盛り込んでいるが、そのことが今後新しい体制の中でどのように取り扱われていくかが心配である。組織が変わっても質の高い幼児教育・保育の提供を目指すということについて、横須賀市の積極的な姿勢については変わらないと考えていいのか聞きたい。少子化の中で教育・保育の質の高さで選ばれる横須賀となるのが理想と考えている。

【会長】

B委員が指摘した幼児教育の重要性の課題について新しい体制でどう受け止めていくか、事務局から回答をお願いします。

【事務局（幼保児童施設課）】

今回の改正は、先ほど伝えたように福祉と子どもとの一体化や子どもから高齢者まで一貫した福祉の体制をつくることであるが、今までこども育成総務課、幼保児童施設課、保育課が担ってきた業務を縮小するのではなく、1つの同じ課の中で行うことになるので、幼児教育・保育について、この度の組織改正によって後退していくことなく、連携を深め充実させていくことになる。

【事務局（保育課）】

保育課においても幼児教育の重要性については、充分認識している。「横須賀子ども未来プラン」に沿って行っていくのは当然と考える。中央こども園については、子育て支援課で対応していくことになる。3つの課に分かれていたことを1つの課で行うことになるので、より連携を深めて密に、話があった幼児教育についてもしっかり対応していきたいと考えている。

4 その他（会長による議事進行）

【事務局（保育課・幼保児童施設課）】

「市立中央こども園」に併設する地域子ども・子育て支援事業の委託事業者等について、口頭報告した。

- ① 地域子育て支援拠点事業 通称「愛らんど」（保育課）
- ② 一時預かり事業（保育課）
- ③ 病児・病後児保育事業（幼保児童施設課）

5 閉 会（事務局（幼保児童施設課））

- ・次回、第53回は令和4年3月24日木曜日の9時30分から12時まで開催し、議事は「幼保連携型認定こども園移行に係る整備補助について」等の予定。

以 上